

「IV. 大学への提言」に対する改善報告についての審議結果

大学名：京都大学大学院薬学研究科・薬学部

本評価実施年度：平成 26 年度

平成 31 年 1 月 18 日

一般社団法人 薬学教育評価機構 総合評価評議会

「改善すべき点」に対する改善報告への審議結果

※検討所見以外は提出された改善報告書のまま記載しています。

改善すべき点（１）

（１）改善すべき点が指摘された『中項目』

３．医療人教育の基本的内容

（２）指摘事項

改善すべき点１．コミュニケーション能力および自己表現能力を身につけるための教育における目標達成度評価の指標設定とそれに基づく評価の実施が必要である。

（３）本評価時の状況

シラバスに具体的な評価基準が明記されておらず、評価方法が曖昧であった。

（４）本評価後の改善状況

医療人教育に関連する「先端医療 SGD 演習」「地域医療薬学」「統合型薬学演習」「薬学専門実習１～４」「医療実務事前学習」「医療薬学ワークショップ」「特別実習」において、シラバスの「成績評価の方法・観点及び達成度」に、具体的な評価基準・方法を明記している。

また、「到達目標」の項目をシラバスに新たに追加している。

（５）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

平成 29 年度シラバス

「先端医療 SGD 演習」 p. 119 「地域医療薬学 1～2」 p. 115～118 「統合型薬学演習」 p. 125～126 「薬学専門実習 1～4」 p. 130～138 「医療実務事前学習」 p. 110～111 「医療薬学ワークショップ」 p. 109 「特別実習」 p. 143

検討所見

改善すべき点１．は、コミュニケーション能力および自己表現能力の醸成のための教育における、総合的な目標達成度評価の指標を設定し、それに基づいて評価を実施する事を求めた指摘である。この指摘に対する対応として、改善報告書にあるように、「先端医療 SGD 演習」をはじめとする医療人教育に関する科目について、シラバスの「成績評価の方法・観点及び達成度」の項目に評価基準・方法を明記したことは評価できるが、指摘点であるコミュニケーション能力および自己表現能力の醸成教育における総合的な目標達成度評価に関して改善されたことにはならない。

したがって、本機構の指摘に対する改善がなされたものとは判断できない。今後、指摘点を踏まえた改善を更に進めることが求められる。

改善すべき点（２）

（１）改善すべき点が指摘された『中項目』

４．薬学専門教育の内容

（２）指摘事項

改善すべき点２．一部の実習などにおいて、出席点のみで評価を行う、出席点が評価基準の大半を占めるなど、学習方法と評価基準に乖離が認められる科目が存在しており、学習方法に適した評価方法と基準を定めるべきである。また、全てのシラバスにおいて「定期試験 80%、レポート 20%」など評価基準を明示する必要がある。

（３）本評価時の状況

シラバスに評価基準が明記していない科目があり、評価方法も曖昧であった。

（４）本評価後の改善状況

各薬学専門教育科目において、シラバスの「成績評価の方法・観点及び達成度」に、具体的な評価基準・方法を明記している。

（５）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

平成 29 年度シラバス

検討所見

改善すべき点２．は、実習などにおいて学習方法に適した評価方法と基準を設定し、それらをシラバスへ明示することを求めた指摘である。これに対する対応として、改善報告書にあるように、ほぼ全ての科目に関して、シラバスの「成績評価の方法・観点及び達成度」に具体的な評価基準ならびに評価方法を明記するように改善がなされたことをシラバスより確認できる。

したがって、本機構の指摘に対する改善がなされたものと判断できる。

改善すべき点（3）

（1）改善すべき点が指摘された『中項目』

6. 問題解決能力の醸成のための教育

（2）指摘事項

改善すべき点3. 問題解決能力の醸成に向けた教育において、成績評価の基準は設定されているが、目標達成度を評価するための指標の設定と、それに基づく評価はなされておらず、指標の設定と評価の実施が必要である。

（3）本評価時の状況

シラバスに到達目標と評価基準が明記していない科目があり、評価方法も曖昧であった。

（4）本評価後の改善状況

問題解決能力の醸成に特に関わる下記の演習科目「先端医療 SGD 演習」「医療倫理実習」「地域医療薬学」「薬学専門実習1～4」「医療実務事前学習」「医療薬学ワークショップ」「医療薬学実験技術」「学術情報論」「統合型薬学演習」「医薬品開発プロジェクト演習 I」「医薬品開発プロジェクト演習 II」において、シラバスに「到達目標」の項目を新たに追加し、到達目標を記載すると共に、「成績評価の方法・観点及び達成度」に、具体的な評価基準・方法を明記している。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

平成 29 年度シラバス

「先端医療 SGD 演習」 p. 119 「医療倫理実習」 p. 127～128 「地域医療薬学 1～2」 p. 115～118
「薬学専門実習 1～4」 p. 130～138 「医療実務事前学習」 p. 110～111 「医療薬学ワークショップ」 p. 109 「医療薬学実験技術」 p. 129 「学術情報論」 P. 114 「統合型薬学演習」 p. 125 「医薬品開発プロジェクト演習 I」 p. 121～122 「医薬品開発プロジェクト演習 II」 p. 123～124

検討所見

改善すべき点3. は、問題解決能力の醸成のための教育において、目標達成度評価の指標を設定し、それに基づいて評価を実施することを求めた指摘である。この指摘に対する対応として、改善報告書にあるように「先端医療 SGD 演習」をはじめとする演習科目に関して、シラバスの「到達目標」の項目に到達目標を記載し、「成績評価の方法・観点及び達成度」に、評価基準・方法を明記したことは評価できるが、改善すべき点1. での指摘と同様に、総合的な問題解決能力の評価のための指標の設定、評価がなされていない。

したがって、本機構の指摘に対する本質的な改善がなされたとは認められない。今後、指摘点を踏まえた改善を更に進めることが求められる。

改善すべき点（４）

（１）改善すべき点が指摘された『中項目』

6. 問題解決能力の醸成のための教育

（２）指摘事項

改善すべき点4. 特別実習（卒業研究）のシラバスを作成し、評価基準を策定・明示する必要がある。

（３）本評価時の状況

特別実習（卒業研究）のシラバスが無かった。

（４）本評価後の改善状況

特別実習（卒業研究）のシラバスを作成し、他の科目と同様に具体的な評価基準・方法を含めて必要事項を記載している。

（５）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

平成29年度シラバス

「特別実習」p.143

検討所見

改善すべき点4. は、特別実習（卒業研究）のシラバスを整備し、成績評価基準の明示を求めた指摘である。この指摘に対する対応として、改善報告書にあるように、特別実習のシラバスが策定され、評価基準および評価方法等必要事項が記載されたことが確認できた。

したがって、本機構の指摘に対する改善がなされたものと判断できる。

改善すべき点（５）

（１）改善すべき点が指摘された『中項目』

８．成績評価・進級・学士課程修了認定

（２）指摘事項

改善すべき点５．シラバスが記載されていない科目がある、「原則として定期試験の成績で評価する」「出席点のみで評価する」などが基準として挙げられている科目が認められる、評価方法も基準も書かれていない科目がある、演習や実験などでの評価方法において不適切なものが認められる、シラバスの科目区分が空欄の科目が散見される、科目区分として「必修」、「指定」、「選択」とシラバスに記載されているが、定義が明記されておらず、学生に不利益が生じる可能性があるなど、多くの問題点がある。また、コミュニケーション教育、医療安全教育について、例えば「統合型薬学演習」の評価が出席とレポートとなっている、「医療実務事前学習」でのリスクマネジメントや医療安全教育の評価が出席と小テストとなっているなど、態度教育の評価方法としては不適切なものが認められる。さらに、薬害・医療過誤・医療事故防止に関する教育において、１年次の「先端医療SGD演習」及び４年次の「医療倫理実習」では、いずれも弁護士を招き、薬害や医療安全の講義や演習を行っているとはあるが、シラバスからは人的資源が確認できないなど、シラバスの不備が多く認められ、教授会などの責任ある組織のもとに抜本的な改革が必要である。

（３）本評価時の状況

学生便覧・シラバスの記載方法に不備があった。

（４）本評価後の改善状況

- ・シラバスに全ての科目の項目を作成した。
- ・全ての科目で、シラバスに「科目に対する区分」を明記している。
- ・「統合型薬学演習」「医療実務事前学習」において、シラバスに具体的な評価基準・方法を明記し、態度教育の評価方法も見直している。
- ・各科目の態様に応じて、適切な評価の観点を導入途中であり、平成30年度シラバスでは明記している。
- ・担当教員を非常勤講師も含め、明記している。

（５）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

平成29年度シラバス

「統合型薬学演習」p.125～126 「医療実務事前学習」p.110～111 「先端医療SGD演習」p.119～120 「医療倫理実習」p.127～128

平成 29 年度学生便覧

「学部非常勤講師一覧」 p. 92

参考資料

平成 30 年度シラバス

「統合型薬学演習」「医療実務事前学習」

検討所見

改善すべき点 5. は、記載漏れ科目、不適切な評価基準・評価方法あるいは不記載、「必修」、「指定」、「選択」などの「科目区分」の未掲載、人的資源の未掲載などシラバスの不備の改善を求めた指摘である。この指摘に対する対応として、改善報告書にあるように、途中経過のものもあるが、指摘点の殆どが改善されたことが、平成 29 年度シラバスにより確認できた。

したがって、本機構の指摘に対する改善が進められていると判断できる。

改善すべき点（6）

（1）改善すべき点が指摘された『中項目』

1 3. 自己点検・評価

（2）指摘事項

改善すべき点6. 「医療実務事前学習」でのリスクマネジメント教育・医療安全教育については、シラバスでは評価が出席と小テストとなっているが、「自己点検・評価書」p.18では、レポートを提出させているとあり、「自己点検・評価書」の記載内容に矛盾が認められ、「自己点検・評価書」の作成について十分な配慮が求められるとともに、自己点検・評価体制の抜本的な見直しと全教員による全学部的な活動が求められる。

（3）本評価時の状況

「自己点検・評価書」の作成に全教員が関わっていなかった。

（4）本評価後の改善状況

「自己評価等調査検討委員会」のもとに、実行委員会（小委員会）を組織し、全分野の教員にメンバーに入って貰った。年度末には、実行委員会で集まり、教務委員会の議事録を協議した。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

「自己評価等調査検討委員会・実行委員会」「平成29年度協議会議事録」

検討所見

改善すべき点6. は、「自己点検・評価書」とシラバスとの不整合など、自己点検・評価の見直しを求めた指摘である。この指摘に対する対応として、改善報告書にあるように、すべての分野の教員が参加する実行委員会（小委員会）を「自己評価等調査検討委員会」のもとに設置し協議することにより、情報を共有し改善に取り組む方向に努力していることが、「自己評価等調査検討委員会・実行委員会」「平成29年度協議会議事録」より確認できた。したがって、本機構の指摘に対する改善が進められていると判断できる。